

マイナンバー制度について

問合せ 市民課市民戸籍G 内線2114・2115

大切に保管しましょう マイナンバーと通知カード

- ①提供を求めることができる者(国の行政機関や地方公共団体、勤務先など)以外には、マイナンバーを提示する必要は一切ありません。
- ②マイナンバーを、みだりに他人に知らせないようにしましょう。
また、法に定められた目的以外でマイナンバーを書き写したり、コピーしたりすることは法律で禁止されています。
- ③マイナンバーが記載されている通知カードは、大切に保管してください。
※通知カードの再発行は有料(500円)となります。
※視覚障がいのある方で、点字での表記を希望される方は津島市役所市民課までお申し出ください。

マイナンバーを悪用した詐欺に注意!

行政機関等がマイナンバーを電話や訪問で聞くことはありませんので、マイナンバー制度を騙った不審なメール、手紙、訪問等には十分に注意してください。
また、不安や不審な電話等を受けたら、警察や消費者ホットライン「188」へご相談ください。

個人番号カードを利用しましょう



▲個人番号カード(表面)



▲個人番号カード(裏面)

こんな時に利用できます

・マイナンバーを証明する書類として
マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

・本人確認の際の身分証明として
金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。

※個人番号カードの再発行は有料(1,000円、電子証明書発行手数料を含む)となります。



▲通知カード



▲交付申請書

個人番号カード申請方法

・郵便申請

通知カードとともに届いた個人番号カード交付申請書に、必要事項を記入し顔写真を貼付して同封の返信用封筒で申請してください。

・スマートフォン・パソコンによる申請

- ①顔写真を撮影(スマートフォンまたはデジタルカメラで撮影し、保存しておく)
- ②申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録
[個人番号カード申請](#) [検索](#)
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス
- ④画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

申請の後は・・・

個人番号カード受け取りの手順

- ①〈平成28年1月中旬以降〉交付通知書（ハガキ）が申請者のご自宅へ届きます。
 - ②交付通知書に記載された期日までに市役所へ手続きに行きます。
持ち物 ・ 通知カード ・ 交付通知書（ハガキ） ・ 本人確認書類（運転免許証等）
・ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
・ 朱肉を使用する印鑑（住民基本台帳カードをお持ちの方のみ）
 - ③交付窓口で暗証番号を設定していただくと、カードが受け取れます。（初回のみ手数料無料）
- ※個人番号カードを受け取る際は、原則として申請者本人が市役所までお越しください。

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

内閣府 マイナンバー専用コールセンター ☎0120-950-178（フリーダイヤル）

☎0570-20-0178（有料）

（平日：午前9時30分～午後10時、土・日・祝日（年末年始は除く）：午前9時30分～午後5時30分）

《通知カードや個人番号カードのご相談はこちら》

個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578（有料）

（平日：午前8時30分～午後10時、土・日・祝日（年末年始は除く）：午前9時30分～午後5時30分）

今まで使っていた住基カードや電子証明はどうなるの？

住基カードの交付と住基カードへの電子証明書発行等の終了について

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の開始に伴い、住基カード交付および住基カードを利用した電子証明書の登録（発行・更新）が平成27年12月22日で終了します。平成28年1月以降は、取得希望者に対し、電子証明書があらかじめ搭載された個人番号カードの交付が始まります。なお、住基カードをお持ちの方が個人番号カードを取得するには、住基カードの返納が必要となります。

- ・ 住基カードの交付は終了しますが、終了日までに交付された住基カードは、カード表面に記載されている有効期限日までご利用できます。
- ・ 住基カードへの電子証明書の発行等は終了しますが、終了日までに登録した電子証明書は、登録日から3年間は有効です。

公的個人認証サービスによる電子証明書の更新について

インターネットを利用した電子申告（e-Tax）をご利用の方、電子証明書の更新の手続きはお済みですか？

注意事項

有効期間を過ぎた場合や、有効期限内であっても住所や氏名に変更があった場合は、再度取得しないと電子申告（e-Tax）を利用できません。また、住基カード券面に記載されている有効期限は電子証明書の有効期限ではありませんので、ご注意ください。

更新に必要なもの

- ・ 住基カード
- ・ 運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付きの身分証明書

※顔写真付きの住基カードをお持ちの方は、その他の身分証明書は不要です。

受付時間 午前9時～午後4時30分



▲住基カード